慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	土地法と荘園
Sub Title	
Author	山崎, 宗直
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.5 (1916. 5) ,p.660(74)- 677(91)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は明治七年にして明治十年一旦廢せられ、明治十四年之を再興したり。其の後集權的傾向益々加はりて終に今日に及べり。社會の秩序定まらず、民心安んぜざる時に於て、集權的警察制度を維持するの要之有るべし。然りと雖も大正の今日社會の事情は一變せり。警察自治の時代は方に到來せり。少なくとも都市に於ける行政警察の自治を實行せざる可からず。之を佛蘭西に見るも、英吉利に見るも、南獨諸邦に見るも、墺洪國に見るも、將た又白耳義に見るも、其の運用宜しきを得ば警察自治が集權的警察制度に勝るの好果を擧げ得べきこと明白ならずや？吾人は再び言ふ『少なくとも都市に於ける行政警察の自治を實行せざる可からず矣。』

（五、二、二七）

土地法と莊園

山崎宗直

一　莊園の意義

中世紀に於て國王法廷の發達と普通法の完成の期に達するに從ひ、土地の借地法も頗る明瞭となりたるが、英國の社會組織はノルマン征服後も尙ほ當分甚だしく繁雜なる狀態に在りたりき。封建時代の土地法を正確に研究するには吾人は之を各種の方面より觀察せざる可らざるが其簡單にして便利なる方法は、其借地人の人格及其保有せる借地法の二者に就き說明するを以て最も該切なりとす、而して此保有者と其借地法を攻究するには、此時代に於ける社會組織の基礎たりし莊園なるものは如何なるものなりしかを說明せざる可らず。

抑も莊園 Manor とは如何なるものなりやと云ふに、中古の學者は之れが特徵は「裁判管轄權」"Soke" なる權利の享有に集中せんとする傾向あり、又ウヰリアム一世の土地測量簿に依れば之を「租稅 Danegeld 賦課の爲めの住家」と見做せしが如しと雖も、十三世紀時代の莊園なる言葉は近世の地產或は屋敷 Estate 即ち或一定の面積ある地所に相當するものなりと說明するを以て最も適當なりとす。恐くは其最も正確なる定義は、二個の相異なりたる思想、即ち土地及其借地に對する總ての權利の綜合物を併稱するものなりと指摘するを以て最上なりと云ふべし。

英國の莊園は中古封建時代の總ての社會組織の基礎なりしが故に、學者は之を以て種々なる社會現象例へば裁判管轄權、地理上及經濟上の單位等として之を說明せんとす。就中其最も信ずるに足るべく且又最も其特徵なるは裁判管轄權の享有としての莊園なり、何となれば十三世紀に於ては地頭 Lord of the Manor の裁判管轄權は承認せられ、而して莊園なる名稱は「法廷の開廷」と之を「管轄」するの權利と密接の關係ありたればなり。然りと雖も、地理上の單位としての莊園の說明は甚だしく必要ならざるが如し、何となれば或一定の土地が一個の莊園を組織すといふことは只だ便宜上起れる偶然の現象にして、時には往々一莊園の土地と他の莊園の土地とが相互に交叉し或は其反對に散布せることもあるべく、莊園の起源が地理上の必要によりて起れりと云ふ學說は取るに足らず。最後に莊園は經濟上の單位として起れりと云ふ學說は一部の眞理を含有せるが如し。然りと雖も、莊園は最初其起源に於ては或は經濟上の單位として起りたりとするも、其後久しく其意義を維持し居りたりとは信ずべき根據なく、又後世起りたる莊園は多くは斯の如き性質を帶びざるが

如し。何となれば、中世紀時代の農業の基本たる共同耕作法の下に於ては、諸所に散亂分離したる保有地を一共同耕作地に組織することは甚だ困難なる事情ありたればなり、尙又此外地頭は多くは莊園の地所は之を借地として貸與し、自己は只だ地代を取り裁判管轄權を享有するに止まり居りたればなり。然るに、莊園を以て此經濟上の基礎及單位と爲す思想は、多數の農民をして莊園內の地頭の料地 Lord's demesne の耕作に助力せしむるの必要上起因せりと云ふ學說に基くものなればなり。

二　莊園の組織

(1)　莊園の役人

中世紀時代の英國の莊園は領主に屬する多數の役人に依りて支配管理せられたるものなるが其役人は凡そ左の三種に區別することを得。

（イ）執事 Seneschel 此役人は通常法律家にして其權威頗る高く、其職務の重なるものは地頭の全莊園を支配し、其地所の差配人たると同時に、莊園法廷の裁判官の職務を執行せり。

（ロ）代官 Bailiff 各莊園には各一人宛の代官ありて、地頭之を借地人中より任命し其利益を保護せしめ、地代を取立て或は市場に出入して物品の賣買を爲さしめたり。

（ハ）戶長 Reeve 戶長は莊園內の百姓中より其百姓の選擧せる者を任命して、其利益を監視せしむ。

此等三種の役人の下には又多數の下役人あり、例へは(1)農業に關しては刈取人及牧人の頭(2)裁判所には廷丁及令狀執行人(3)家事上には家僕等即ち是なり。

(2)　莊園內の土地

莊園內の土地は凡そ左の四種に區別することを得るが如し。

（イ）地頭料地 Demesne 通常地頭直轄の下に於て莊園の下役人及家僕等によりて耕作せらる。

（ロ）僕役農民保有地 Villenagium 僕役農民に依りて保有せらる。

（ハ）自由保有地 Freehold 料地及僕役保有地にあらざる其他の總ての保有地。

（ニ）森林、荒地及共同地等 Woods, Waste and Common 此等の土地に對しては莊園內の農民は皆均しく多少の制限の下に其使用收益に關して或種の權利を有せり。

茲に興味ある共同地の一例證は、牛津市外テエムス河畔にある港津牧場 Port Meadow が現今も尙ほ中世紀時代の面白き遺跡として殘れる事は吾輩が屢々牛津大學教授より日常攻學の好材料として引用說明せられたる所にして、實に共同土地の模範的一例と云ふべし。

(3)　莊園內の借地人の義務

莊園內の借地人にして地頭に對して農業上の服務義務を有する者の〻負擔は凡そ左の如し。

（イ）週間仕事 Week-work 年中の大部分に亘り每週二三日間宛及夏季に際しては每週四五日間宛地頭の料地に於て耕作其他の農業上の勞働に從事せざるべからざるものとす。

（ロ）不定仕事 Boon-days 收穫時季に於ては借地人は全然地頭の指揮に從ひ其農業に加勢せざるべからざるものとす。

（ハ）貢納 Gafol 金錢或は物品の貢納にして其額略ぼ一定し居りたれど時には往々可なりの總額となりしことありき。此貢納は二種に區別することを得るものとす

(a) 十分の一稅 Tithing-Penny or Wite-Penny 地頭の裁判管轄權を基礎として徵收せるもの。

(b) 魚銀及木銀 Fishsilver or Woodsilver
地頭の保有地たる森林、荒地及河水を使用收益するに對する報償として徵收せるもの。

前述の服務義務は自由及非自由借地人に對して皆均しく賦課せられたるものとす。自由及非自由兩種の借地人中には最初より金錢及物品を以て地代を支拂ひ來りたるものありたるは勿論なれど、後世に至りては領主及借地人共に便宜なるにより大多數の借地人は漸次皆此個人的勞務義務を金錢及物品を以て代納するの慣習となるに至れり。之れ莊園の記錄によりて明白なる所とす。

一の保有地か自由或は非自由借地なるかは、其地代納收の方法が金錢なるか將又勞務なるかによりては多くの場合之を明白に知ること能はず、其區別は只だ國王法廷の其の借地を承認するや否やによりてのみ之を知ることを得るものとす。

(4) 公簿保有地

中世紀に至りて國王法廷に於ける訴訟事件は漸次卷物記錄書に記載せらるゝに至りたるが、此習慣は後ちに至りて莊園法廷にも及ひ、莊園法廷に於ける地頭と借地人との取引交渉も段々と皆卷物記錄書に記載せらるゝに至れり。從來莊園内に於ける僕役農民が只慣習に依りてのみ享有し來りたる權利が、一度之を其記錄書に記入保存せらるゝに至りては、是迄は其慣習に依りてのみ存在せし甚だ薄弱不確實なりし權利は今や頗る明瞭强固たる權利と認定せらるゝに至りたる事は毫も之を疑ふの餘地なきが如し。斯の如く、以前は此僕役農民は只だ慣習に依りてのみ享有し居りたりと思惟せられたる權利は、茲に至りて彼等は莊園の「記錄に依りて保有せる」holding by roll of Court ものと見做され、次で後ちには彼等は其「記錄の謄本」Copy of Court roll を下付せられて其權利の存在を明白に承認せらるゝに至り、遂に彼等は「公簿に依る土地保有者」Copyholder と成り、其保有せる土地を「公簿保有地」Copyhold と稱すること、なれり。現今に於ては、地頭も借地人も共に「釋放權」power of enfranchisement によりて公簿保有地を自由保有地と爲すことを得ること、なりたり。

III. 莊園内の農民

(1) 自由勞働者即ち日傭人

莊園内の土地は勿論其借地人に依りて耕作せられたりと雖も、往々或借地人は人數の不足を感し殊に收穫時季等に際しては大に手傳人の必要起りたるが、此等の一時的或は永久的の勞働者は多くの場合は奴隷及逃亡僕奴中より雇入れたるが如し。之を以て、ノルマン征服後莊園の發達に伴ひ、左記三種の理由に基き著しく自由勞働者の增加を來たせり。自由勞働者とは自由及僕役農民にして一切の借地を失ひたるか、或は種々の理由によりて他の莊園より逃亡し來りたるか。或は此等の農民の增加したる家族を指稱す。其增加の原因は皆地頭自身の處置に基く所なり、(1)後ちに至り地頭は漸次自己の耕地の一部を貸附くるに至りたる事(2)荒地を包圍し之を自己の使用人に貸與するに至りたる事(3)身體的勞務に代納するに金錢及物品を以てすることを許可するに至りたる事等即ち是なり。此最後の條件たる身體的勞務に代納するに金錢を以てするの慣習は、後世に至り漸次自由保有地の增加を來たしたる最大の源因なりとす。

(2) 僕役農民即ち小作人

僕役農民は奴隷にあらざりしか、其地位非常に低く殆んと地頭の自由權内に在りたり。彼等は地頭の許可なくして其土地より動く可らず、地頭は彼等を其借地と共に之を讓渡すことを得即ち僕役農民は動產と見做されすして不動產と

思考せられ、其莊園に附屬し其一部分を形成するものなり。然りと雖も、僕奴の地位は無人格者無權利者にあらず、只た法律上之れが保護者無きの狀態なりとす。而して前述の僕奴の地位の說明は只其民法上の解釋に過きず、刑法上に於てはヘンリ二世時代以降は自由及非自由民は共に殆んど其間に何等の區別なきに至りたり。

十四世紀の中葉に至り、僕奴は借地料の負擔たる勞務に金錢を以て代納するに至りたるが、一千三百四十八年の彼の恐るへき黑死病は法外なる多數の死亡者を出し、人口の大減少となり勞働者の不足を來し、爲めに勞金の暴騰となり遂に有名なる勞働者律令の發布となりたり。然るに、一千三百八十一年に至りては彼の百姓一揆の騷動を惹起し、僕奴は其領主に對して左の二個の條件を要求せり。(1) 奴隸的勞務支拂の廢止及(2)土地の自由保有即ち是なり。此反亂は直ちに平定し、農民の請求は容れられざりしも、前述の如く種々なる源因によりて僕奴なる階級は十四世紀の中葉に至り漸次消滅するに至りたり。

(3) 自作農民即ち鄉士

一千三百四十八年の黑死病の結果に起因せる勞金の暴騰は領主の耕作に依る利益を大に減少したり。茲に於てか、領主は期限附租借地なるものを案出して之を貸附け、遂に自ら耕作することを中止し只た地代のみを取る純粹なる地主となれり。然るに、十五世紀に至りては此等期限附租借地人及公簿借地人と並ひて、第三種の自作農民或は鄉士 Yeomen なる一階級を生したり。此自作農民なる者は莊園內の僅少なる自由借地を保有せる農民を指稱するものにして彼等は後世に至り實に國家の中堅となれり。

然るに、十五世紀及十六世紀の初世に至り、歐大陸諸國に於て英國の羊毛の需要甚だしく增加したる結果、英國に於ては羊毛大に重要視せられ、爲めに牧羊農業の勃興となり、俄かに牧羊農地の增加を來し、爲めに耕作地の減少となり、茲に於てか領主は自己の利益の爲めに共同地を包圍するに至り、爲めに自作農民、僕役農民及自由勞働者は大打擊を蒙りたり。然れども其後ち政府は種々の保護政策を行ひ、例へば小保有地 Small holdings を新に設定し或は牧羊農業に從事せる農民の所有せる羊の頭數に制限を加ふる等の規定を設けたり。之を以て、彼等自作農民は遂に彼の大叛逆の內亂に際しては、其反抗の中心人物となりて大に活動するに至りたるが、十七世紀に於ては實に其數全英國人口の六分の一に位し居りたりと云ふ。然れども、十八世紀に至り工場組織の發達に伴ひ、家內工業の破壞となり、爲めに彼等が從來唯一の生活費補充の內職とせるものを失ひ、次で工業の大發展に從ひ之を大都會に集中するの必要起り、爲めに小都會の衰微と成り、茲に於てか彼等自作農民は小市場を失ひたるが、之より先き農業の大改良起り、又共同地の包圍となり、大地主は此等の發達に伴ひ之に相應するの策略及設備を施すことを得たりしかど、彼等小地主は之を爲すこと能はず遂に滅亡する所となりたり。

四　莊園の共同地

(1) 共同地に對する權利

共同地 Common lands とは前章に於て少しく說明したる如く、莊園內の共同に使用せる田畑牧場、森林、荒地等を指稱するものとす。共同地に對する權利は種々ありと雖も、茲には其中最も重要なる共同地牧場に對する權利の說明のみに止む。此共同牧場權とは、自由保有者及僕役農民が莊園內の田畑及荒地に於て秣を切りたる後ち、或一定頭數の家畜類を各々之に追放飼養するの權利なり。田畑地に秣を切りたる土地を八朔土地 Lammas lands と云ふ、何となれば其起因は往時收穫祝日として初麭麭を神に供へ

たる八月十二日に於て田畑を包圍せる垣を撤去せるが故なり。自由借地保有者の享有せし此共同地に對する權利は左の二種なりとす。

（イ）共同附屬權 Common appendant とは其保有せる自由借地が莊園の一部分を形成せるを云ふ權限に對して、慣習に依りて之を享有す。

（ロ）共同從物權 Common appurtenant 此權利は地頭の明白なる許可に依りて自由保有地に限りて許可せられたるものなるが、之れ此種の自由保有地は必らずしも其莊園の耕作組織の一部を形成せるものと思惟せられ居らざりしが爲めなりとす。

さて前記の中第一の權利たる共同附屬物權利は八朔土地及荒地の兩方に行使せられたりと雖も之に反して第二の權利たる共同從物權は只だ荒地に對して行使することを得るのみなりとす。

而して僕役農民後ちには公簿保有者は此等の權利は只だ慣習によりてのみ之を享有し居りたるが如し。

(2)　共同地の包圍

チユダア王朝殊にエドワド六世の時代に於ける一般人民の不平の根源は主として所謂農業革命に起因せり。農業革命とは、從來穀物類を植附け來りたる耕作地を羊毛を得る爲めに之を牧羊場に變更することを云ふ。前章に於て屢々述べたる如く羊毛の需要益々激甚なるに至り、牧羊農業の遙かに耕作業に優れるを知るに至り、且又彼の黑死病の發生以來勞働者の減少に次で起たりる勞金の騰貴は益々牧羊農業の有益なるを感せしめ、十四世紀頃よりは包圍制度漸次盛になりヘンリ八世時代に至りては益々甚だしかりき。包圍或は圍取 Enclosures とは、嘗て說明したる如く、莊園內の共同地に垣或は柵を施して之を圍み取り、以て其共同使用權を排斥し領主の專有地と爲すことを云ふ。前述の如き事情の外種々なる源因に依りて、領主は莊園內の共同地を漸次包圍したるが、尙此外其後ち諸所に散在せる土地を合同圍取せんとせしが、共同耕作組織は大に之を妨害せるが故に、之を廢止せんが爲めに「借地人驅逐」Eviction of tenants を行ふに至れり。驅逐せられたる此等農民は多くは僕役農民及公簿保有人なりき。尙ほ地主の利益を大に減少し、爲めに農民驅逐を益々甚だしからしめたる他の一個の源因は、其當時米國に於て金鑛の發見せられたる事乃ちチユダア政府が貨幣を惡化せる爲め其價格の下落を來したるが故に、地主の受くる地代の金錢上の價格大に低下したる爲めなり。玆に於て一定したる收入を得つゝありたる地主は大なる損失を蒙りたるが彼等は之れより先き其土地を耕作地として置くより之れを牧羊場と爲すの有益なるを感じ居りたる所なりとて、遂に彼等は益々借地人驅逐を行ふに至れり。此外ヘンリ八世は僧院の解散に依りて僧侶の所有せし廣大なる土地（全英國の土地三分の一に相當したりと云ふ）を沒收せしが、此等の土地も亦突然一時に牧羊場と變更せられたり。玆に於てか、此等多數の包圍の結果及び次で起りたる牧羊場の急激なる增加の爲め、多數の農民は職業を失ひ、爲めに農民の增加となり多數浮浪の徒を生じ、之が救濟はチユダア政府の大問題となりたるが、幸ひにしてイリザベス女王時代に至り海外に於ける國家の發展に依り其弊害は左程甚だしきに至らずして止みたり。

然れども、共同地に對する農民の權利は普通法の承認せる所となりたるが故に、之を包圍するには國會の律令を必要とするに至りたるが、十八世紀に於ては三百萬エカース十九世紀の初には六百萬エカースの土地圍み取られたりと云ふ。

五　現代の土地法

前章に於て述べたる如く、英國に於ては今日も、尙ほ嚴格なる意義に於ては、國王を除くの外何人と雖も土地の所有權を有せずとは英國の法學者が常に勿體らしく英法の有名なる諺として敎示する所なり。之を以て普通英國に於て地主と稱せられ居る連中は、普通法の解釋に於ては只だ直接或は間接に國王の土地を保有即ち借用せるに過ぎざる次第なり、何となれば前章に於て屢々述べたる如くノルマン征服の際全英國の土地は皆一旦沒收せられ悉皆國王の所有地となりたるものと思惟せられたるが、其後國王は種々なる借地法に依り此等の土地を諸臣に分割貸附けたるものなれば、借地人は其土地借用の代償として或一定の服務に從事する約束を以て其土地を保有せるものと解釋せられたればなり。予輩は左に之より現代英國に於ける借地法の一般に就き其概略を說明せんとす。

（一）自由保有地

自由保有地 Fee-simple or Freehold とは、其土地を自己及其子孫に至る迄之を保有することを許可せられたる土地にして、後ちに說く所の期限附借地及公簿保有地に對比の名稱にして、英國に於ては土地に對する最高の權利を享有せることを表示するものなりとす。嚴格なる意義に於ては前述の如く單に國王の土地を借用せる理屈なりと雖も、事實上に於ては自由保有地の持主は所有權を有せると何等異なることなく、其保有人は自己の自由意思により法令の制限內に於て、自由に之を使用、收益、及處分することを得るものなりとす。

現今に於ては自由保有地に對する封建制度時代の遺物たる重なる負擔は只だ複歸權あるのみ。複歸權とは、若し借地人にして嗣子なく其他相續人を指定することなくして死去せる時、其土地が元の領主に複歸することを云ふものなるが

現今にては此權利は極めて稀なる場合を除きては殆んど國王に限りて之を有せるのみ。

（二）限定相續地

限定相續地或は定嗣相續地產 Estate tail とは、自由保有地の如く無條件の土地にあらずして、其財產は或一定の讓受人及ひ其相續人の繼承すべき土地なりと限定せられたれるものを云ふ。此種の土地は其讓受人の死去の後ちは或一定の法則に從ひ其相續人に永久に世襲せらるゝものなるが、若し一切規定の相續人なきに至りたる時は、其土地は元の讓受人及其相續人に復歸するものとす。斯の如き條件の下にある土地を限定相續地或は定嗣相續地產と稱し、其土地は「限定せられり」entailed と云ふ。限定相續地に二種ありて、一は其土地が其讓受人及其相續人に限定せられたる時之を普通限定地 Estate tail general と稱し、之に反して若し其土地にして其讓受人及其讓受人の先妻或は後妻に依りて出生したる相續人と或特定の相續人が指定せられたる時之を特別限定相續地 Estate tail special と云ふ。故に、特別限定相續地には又幾多の細別あること得べき次第なり、例へば男系特別限定相續地 Estate tail male 或は女系特別限定相續地 Estate tail female と云ふが如し。

之を以て、限定相續地の保有者は、其土地に對しては、只だ其人一代限の權利を有するに過ぎざるが故に、後ちに說明する所の終身地產の保有者に類似せるものなるが、只だ其相異なる點は、前者は其地所に對する權利其人一代限なりと云ふが如き不定の期限ありと雖も之に對するの權利は普遍的なるが故に、其土地の上に在る樹木を伐採し或は鑛物の採掘に從事することを得、所謂學者の之を「荒らす」ことを得れども後者は然らず。又限定相續地は、前述の理由より來る論理上當然の結果として、其借地人に於て之を遺言に依り處分すること能はざるもの

とす。

（三）終身保有地

終身保有地或は終身地產 Life estate とは限定相續地の一種の變形とも稱すべきものにして、終身地產の保有者は其土地に對して自由保有者の有せるが如き權利を享有すると雖も、其權利は其人一代限りなりと云ふ嚴重なる制限あるが爲め、論理上當然の結果として其使用、收益、及處分の權利は甚だしく狹隘なるべく、其土地に對する用益權は其基本たる資本を「荒らす」こと能はずと云ふに至るものとす。

（四）歸屬權と殘留權

歸屬權 Reversions とは自由保有地の持主が其土地を或一定の人に終身或は限定地產として授產せんとする場合、其持主は其土地に對して現今も尙ほ其地產の自由保有者なりと雖も、現在に於ては其土地に對して現實的の保有權即ち其土地に對して使用、收益、及處分の權利を有せず、只た將來或一定の時期に於て再ひ此等の權利を取得するの潛勢的權利を有せるのみなるか、此の如き場合に於ては其持主は現在に於ては其土地に對し歸屬權を有せりと稱せらる。又前述の持主にして、若し同一の證書に依り、例へはAに對して終身地產、Bに對して限定地產Cに對して自由地產を授產したりと假定せば、此等のA、B、C、なる三人か或一定の法則に從ひ其順序に依り享有すへき將來の地產に對して有せる權利は之を殘留權 Remainders と稱せらる。斯の如き殘留權の所有者は、現在に於ては其土地に對し活動的の權利なけれど、將來或一定の時期に於て之を所有するに至る者なるか故に、此等の殘留權の所有者は自己の其土地に對し有せる權利は現在に於ても之を處分することを得るものとす。此の如く現在に於ては其土地の保有權は、此等殘留權の所有者に依りて幾多の地產に分割所有せられ居るものなるか、其中にて或一定の時期に於ける自由地產の現在の持主を除く外は、各殘留權の所有者は其土地に對しては完全なる保有者にあらすして一種の制限保有者とも名くへきものなりとす。

尙ほ茲に一言し置くへきは限定相續地の借地人は遺言に依りて之を處分すること能はす、又自由、限定、終身地產は皆之を自由保有地と稱し、之を限定することを得へけれど、公簿保有地は然らす。

（五）授產法

一千二百九十年の贈與律令 Statute of De Donis Conditionalibus の發布に依りて、最初の間は限定相續地の保有者か其後ちに來る相續人にして歸屬權或は殘留權等を所有せる者の權利の侵害を爲すことを防禦することを得たるか、十五世紀頃に至りては法廷及法律家の巧なる考案に依りて此律令は甚だしく其效力を減少したり。現今に於ては一千八百三十三年の科料及回復律令 Fince and Recoveries Act に依りて限定地產の正當なる相續人の順序を「妨害」bar し或は「卑地產」Base-fee なるものを案出し、一千八百七十四年の不動產制限律令 Real Propiferty Limitation Act 及一千八百八十二年授產地律令 Settled Land Act に依り一定の手續を經る時は限定地產を自由地產に變更し或は其權利を讓渡することを得るに至れり。

今日に於ても、英國に於ける大部分の土地は皆前述の如き限定地產を設定せられ居るか故に英國の地主は其實は皆終身地產者或は一種の終身借地人たるに過きさるものと云ふことを得。

現今我國に於ては華族の外は一般的に世襲財產制度なるものはまた執行せられさるか、予輩は英國の實例に依り、實際甚だ有益なるを確信せるに依り、此種の制度か我國に於ても進んで廣く一般的に總ての階級に對し法律として制定せられむことを切望す。吾人か常に慨歎に堪え

さるは、近時我國に於ては古き由緒ある家柄にして維新の大變動及次で起れる種々なる源因に依り、日々零落滅亡するに至るもの其數を知らず、之れ個人的、歴史的、及教育上より甚だ遺憾なるのみならず、我社會組織の上より大に憂慮すべきことなり、何となれは社會の健全なる發達には健全なる思想を有し經濟上獨立なる智識階級の存在は其必要條件なるか、之れ所謂國家の中堅たる多數の舊家の保存を待つて始めて豫期し得べきことなれはなり。我國に於ては常に英國社會の健全なることを說明する先覺者多數なれど、彼等は未だ何故に此の如く英國の社會は健全なるやの根據に至りては十分に敎示する所なきか如く、偶々之を話す者あるも單に宗教心に富みたりと說明する位に止め、未だ進んで其法律制度にも深き源因あるを述べさるか如し、之れ予輩か一言序なから論及せる所以なるか、予輩は他日改めて此等の制度に關して愚見を發表して先輩諸賢の敎を仰くべし。

（六）　公簿保有地

公簿保有地は其昔は僕役農民の借地なりしか此僕奴の享有せし或一定の權利は、其後ちに至り國王法廷之を保護するに至りたることは、前に述へたる所の如し。公簿保有地は最初は慣習に依り、後ちには漸次法律に依り承認せられ、或一定の農業上の勞務に從事する規定の下に於て、（尤も後ちは金錢を以て地代を支拂ふことを許可せられたるか）其保有者は其借地を使用及收益するの權利を認定せられたるの土地なり。其權利及義務は英國の東西及南北の地方又は各莊園に依りて多少の差異はありたれど、保有者は通常遺言に依り其借地を處分することを得、且又無遺言にて死去せる時と雖も其相續人に依り繼承せられたり。公簿保有地の讓渡は謄本の受渡に依りて行はるゝものなるか、現今に於ても尙ほ其讓渡及相續に際しては英國の國民性の特色を顯はし封建時代の遺跡として面白き事實は、或莊園に於ては地頭は貢納稅 Heriot なる名目の下に於て前借地人の所有せし最良の動物例へは牛馬等或は其他の動產を納付せしむるの權利を有するものとす。公簿保有者は其土地の樹木及鑛物等の採取權なきは勿論なり。現今に於ては公簿保有地は地頭及保有者にして希望する時は、一千八百九十四年の公簿保有地律令 Copyhold Act に依り一定の賠償を爲して之を自由保有地と爲すことを得るものなるか、尙ほ此公簿保有地は今日に於ても多數存在せることは云ふ迄もなし。

（七）　賃借地

賃借地或は期限附租借地 Leasehold とは或一定の明白なる時日の期限の附帶せるに於て他の總ての借地と異なるものなるか、此賃借地は之を二種に區別することを得、一は特別賃借地他は普通賃借地即ち是なり。前者は或一定の期限附租借地例へは九十九年と云ふか如くなるか故に、其特定の期限の到來に依りて必然的に其租借權は消滅するものなるか、後者にも常に或一定の期限の附帶例へは一ヶ年と云ふか如くなれとも、此種の賃借地人其期限の到來に依りて通常常然に消滅することなく其契約は尙ほ續繼するものと見做され、只だ或一定の時日例へは一ヶ年の賃借地に對しては六ヶ月間と云ふか如き契約解除の豫告を以て通常之を消滅せしむるものとす。尤も此賃借地の期限には何等の制限なきか故に、自由保有地の借地人は如何なる永き年限例へは九十九年或は九百九十九年の如き期限附租借地を設定すること毫も差支なきが、公簿保有地は只だ一ヶ年間以內、又此等の賃借地即ち期限附租借地の保有者は自己の有せる期限より短き期限の賃借地を設定することを得るも

のとす。

茲に少しく注意すへき興味ある問題は、賃借地の保有者其期限の到來に依り之を元の領主に返却するに當りては、其保有者は其領主に對して其借用せし土地を返すと共に其地上に借地人か自ら自己の費用を以て建築したる總ての家屋植附けたる樹木及其他の設備等を皆悉無償を以て引渡さゞる可らざるのみならず、其住家の如きは之を十分人間の住居に適當する狀態に回復修理して引渡すへきの義務あるものとす。尤も商業上及農業上の土地に關しては、其契約規定に依り之を除外することを得るものとす。

又期限附租借地に關して、現在は最早法理上重要ならざれど、英國法制史上面白き一問題は一方に於て自由及公簿保有地と他方に於て此賃借地との間には從來法律上大なる區別を設けられたり、後者は永年の間土地に對する財産權にあらずして只た契約上の權利即ち物權にあらずして債權なりと思惟せられ居りたり。之を以て、自由及公簿保有者は其訴訟に於ては對物訴訟 Real action としての保護を受けたるか故に、物件其物即ち土地 Res, the land を回復するものなれど、之に反し賃借地保有者は只た對人訴訟 Personal action を爲すことを得るのみにして、其結果は其土地を回復するにあらずして只だ其領主より金錢上の賠償を得るのみ、故に此賃借地保有者か其土地に對するの權利は恰も金錢或は其他の動産の所有者と何等異なる所なしとせり。

（八）土地の讓渡

土地の讓渡 Conveyances of land に關しては昔時は非常に複雜なる手續を要したりしか、近世に至り多少簡單になりたりと雖も、尙ほ其法定手續は歐大陸諸國に比し著しく錯雜にして、其受渡行爲を確保する爲めには、少くとも過去四十年間以上に亘りて一々其土地に關して、果して限定地産或は抵當權の設定はなきや否やを確かめさる可らざるか故に、只た專門的の讓渡作成者を待つて始めて完全に之れか作成を爲し得べきものなるか、又必らず捺印したる證書を必要とするものなりと規定せられたり。斯の如き繁雜にして無用の手續を除去する爲めに、近年は土地登記所なるもの設立せられ、一千八百九十七年以降は倫敦州内の土地の賣買に際しては皆登記せさるべからさることゝなりたるか、其他の地方に於ては未た然らす。

（大正五年二月十四日稿）

戰時に於ける佛國の經濟及び財政

高島佐一郎

目次

一　緒言
二　佛蘭西の國富と耐戰力
三　戰時の通貨狀態
四　佛蘭西銀行の戰時行動
五　一般信用銀行及び貯蓄銀行
六　爲替關係と爲替恐慌の辯明
七　財政及び財政上の動員
八　普佛戰時と現戰時との比較

はしがき。見はるかす戰塵濛々たる、歐洲の中原の顧みれば、交戰國中わが協約國たる佛蘭西ほど、暗澹たる運命に包まれたる邦國は蓋し尠なけん。而かも其の戰時經濟及び財政の事に至たりては、實質上仍ほ太だ鞏固なるものあるべしと雖ども今まの需要に應ふべき緊急策としては、